

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用されタクシー乗務員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年11月24日、タクシー乗務中に交差点を直進するため交差点内に進入したところ、交差する道路を直進してきた車両に衝突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C医療機関に受診し、「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群、背部挫傷、第1腰椎圧迫骨折、腰椎捻挫」と診断され、療養の結果、平成28年5月20日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当すると認めたが、請求人には同等級に相当する既存障害があるところ、既存障害を上回る障害は認められず、加重障害には該当しないものとして、障害補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が、既存障害とは別個に生じた新たな障害であると認められるか。また、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超えるものと認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張、本件請求に係る診断書及び医学的意見から判断して、請求人に残存する障害として検討すべきものは、決定書理由に説示のとおり、せき柱の変形障害、せき柱の運動障害及び神経症状であると認められるので、以下検討する。

#### (2) せき柱の変形障害について

D医師は、平成29年12月2日付け診断書及び平成30年5月2日付け回答書において、本件災害後の障害について、「前方椎体高は8.6mm、後方椎体高は28.1mm、側彎はない」旨、述べており、後方椎体高と前方椎体高の差は19.5mmとなり後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上となるが、側彎が認められないことから、「せき柱に中程度の変形を残すもの」(第8級)に該当すると判断する。

次に、既存障害については、「前方椎体高は12.6mm、後方椎体高は36.3mm、側彎はない」旨述べており、後方椎体高と前方椎体高の差は23.7mmとなり後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上となるが、側彎が認められないことから、「せき柱に中程度の変形を残すもの」(第8級)に該当すると判断するのが相当である。

#### (3) せき柱の運動障害について

D医師は、平成30年5月2日付け回答書において運動障害については、疼

痛のため腰部は動かさない状態であるとして、疼痛が強く他動自動とも計測ができていないと述べ、せき柱の運動障害については所見しておらず、仮にせき柱の運動障害が認められるとしてもその障害等級は第8級の2にとどまることは明らかである。せき柱に複数の障害が認められる場合は、いずれか上位の障害として認定することとなり、いずれにせよ、障害等級は第8級となることから、せき柱の障害等級としては第8級が妥当である。

#### (4) 神経症状について

D医師は、平成29年12月2日付け診断書において、要旨、「第一腰椎圧迫骨折のため、第一腰椎は一部偽関節化し、空洞形成像が認められる。このため、腰痛が遷延している。」と述べていることから、障害等級としては第12級の12に該当すると考えられる。しかし、腰椎圧迫骨折によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛であり、受傷部位に係る障害については、その部位に係るいずれか上位の等級と認定することとされており、上記の医師の意見から、請求人の腰痛は、腰椎圧迫骨折に伴う疼痛でありこれに該当することから、上位等級のせき柱の変形による障害の「準用第8級」として評価すべきものと判断する。

なお、頭痛及び頸部痛について、同医師は、平成30年10月4日付け意見書において、「頭痛及び頸部痛の症状については軽度であり、常時性もない。」と述べていることから障害等級には該当しないと判断する。

#### (5) 以上のとおり、請求人には上記のとおり複数の障害が認められ、医学的所見及び関係資料を精査したところ、その総合的評価については、せき柱の変形障害として認定すべきであり、本件災害後の障害は「せき柱に中程度の変形を残すもの」の障害等級（第8級）に該当すると判断する。

次に、請求人には上記(2)のとおり既存障害として、「せき柱に中程度の変形を残すもの」（第8級）に該当する障害が認められ、本件災害により、せき柱に圧迫骨折の増悪が認められるが、本件災害後の障害についても障害等級第8級となることから労働者災害補償保険法施行規則第14条第5項に規定する「加重」には該当しないものと判断する。

#### (6) なお、請求人は、新たにD医師が作成した令和元年9月9日付けの腰椎の可動域測定の結果に関する資料を提出しているが、測定された腰椎可動域によると、参考可動域の1/2以下の可動域制限は認められないことから運動障害には該当しないこととなるが、治癒時点における測定でないことから、本件の判

断を左右するものではない。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年2月14日